調剤用医薬品等分割販売利用規則

一般社団法人松本薬剤師会会営村井薬局

１．分割販売先の範囲
一般社団法人長野県薬剤師会会員が管理薬剤師として所属している保険薬局、または長野県薬剤師会会員が薬事(調剤所)の管理をしている医療機関以外には分割販売しない。

２．分割販売医薬品の用途
1)分割販売医薬品は調剤専用とし、保険調剤用の備蓄薬とする。
2)薬局製剤原料医薬品は、薬局製剤の製造専用に用いる。

３．法律の遵守
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反等の事実が確認された場合は、取引停止等の必要な措置を講ずることができる。

４．会営村井薬局の開局時間
月曜日～金曜日　午前８時５０分～午後５時２０分まで
土曜日　午前８時５０分～午後１２時５０分まで

５．会営村井薬局の休日
1)日曜日
2)国民の祝日
3)年末年始（12月29日～1月3日）
4)臨時の休日

６．分割販売方法
1)分割販売単位
錠剤・カプセル剤は１錠(カプセル)単位、散剤の分包品は包装単位、散剤は１ｇ単位、内用液剤は１ml単位とし、注射薬は包装単位とする。
外用剤の包装品は包装単位、バラ包装品はｇ単位、外用液剤はml単位とする。
薬局製剤原料は、別に定める。
2)納品書及び受領書の記載事項
全ての供給品に、以下の事項を記載した納品書を同封する。
①品名
②ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号または製造記号)(医療用医薬品のみ)
③使用の期限(医療用医薬品のみ)
④数量
⑤購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与（以下「販売等」という）の年月日
⑥購入者等の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他連絡先
3)分割販売価格
調剤用医薬品は薬価とする。その他のものについては本会で決める価格とする。

７．受注
1)受注・発注方法
医薬品の発注は、オンライン又はファクシミリを利用する。（但し、オンライン発注ができるのは松本薬剤師会会員薬局のみとする。）
ファクシミリの場合は専用の発注用紙を使用し、品名、規格、数量、発注者名、住所

又は所在地、電話番号、来局予定時刻等を明記の上、発注すること。

2)発注時間

オンライン・ファクシミリ利用とも２４時間（ファクリミリは業務終了後は自動受信）

会営村井薬局ＦＡＸ番号：０２６３－５７－１７７９

3)医薬品等の渡し時間

月曜日～金曜日：午前８時５０分～午後５時２０分まで

土曜日　午前８時５０分～午後１２時５０分まで

※医薬品の受け渡しは、発注後３０分以降に取りに来てください。

８．譲渡

譲渡時には、受領書に購入者等の押印またはサインをもらう。場合により譲渡相手の身分確認をすることがある。

９．料金の請求及び支払方法

1)請求方法

毎月末日締めで請求書を発行し、郵送又は事務局で交付する。

2)支払方法

医薬品等の代金の支払いは、翌月末日までに指定の口座からの振替又は銀行振込、薬剤師会事務局での現金支払いとする。

10．分割販売医薬品の返品について

原則、返品は受け付けない。

11．規則の変更

本規則は、一般社団法人松本薬剤師会理事会の承認がなければ変更できない。

付則

(1)平成１２年１２月２０日　（社）松本薬剤師会理事会承認

(2)平成１３年　１月　４日より適用する。

(3)平成２８年　３月１０日　一部改正理事会議決

平成２８年　４月　１日　実施

(4)平成３０年　２月１５日　一部改正理事会議決

平成３０年　２月１６日　実施

(5)令和　２年１０月１５日　一部改正理事会議決

令和　２年１１月１０日　実施